

宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり次の額 <table border="1"> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>医師・歯科医師</td> <td>警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td>4,400円</td> <td>21,000円</td> <td>7,400円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額	一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	4,400円	21,000円	7,400円	同じ	—	(総額) 304,016千円 (職員数) 927人 (平均) 327,957円
一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等								
4,400円	21,000円	7,400円								
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合)	同じ	—	(総額) 14,742千円 (職員数) 240人 (平均) 61,425円						
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内			(総額) 363,010千円 (職員数) 5,418人 (平均) 67,001円						

(注) 「令和3年度支給実績」欄の「(総額)」は令和3年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和3年度支給職員数(一部は、令和3年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(14) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等(令和4年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
知事	1,151,000円	(算定方法) 給料(報酬)月額×145/100×支給割合	(算定方法) 退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率) 知事 60/100 副知事 40/100 教育長 30/100
副知事	906,000円	(支給割合)	(支給時期) 最終退職時に支給(任期ごとの支給も可能)
教育長	693,000円	(知事・副知事・教育長) 6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分	(1期の手当額) 知事 33,148,800円 副知事 17,395,200円 教育長 9,979,200円
議長	958,000円	(議長、副議長及び議員) 6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分	※平成19年4月の改定により、知事、副知事等については退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより全国的に見ても低い水準となっています。
副議長	836,000円		
議員	779,000円		

(注) 退職手当額は、令和4年4月1日時点の給料月額に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 令和3年度年間支給実績

区分	給料・報酬	期末手当	合計
知事	13,812,000円	4,489,474円	18,301,474円
副知事	10,872,000円	3,533,852円	14,405,852円
教育長	8,208,000円	2,667,942円	10,875,942円
議長	11,496,000円	3,736,678円	15,232,678円
副議長	10,032,000円	3,260,818円	13,292,818円
議員	308,484,000円 (9,348,000円)	100,270,104円 (3,038,488円)	408,754,104円 (12,386,488円)

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。

(15) 企業局(電気事業、工業用水道事業及び埋立事業)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(令和3年度)

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,522,647千円	106,717千円	278,422千円	18.29%	18.78%
工業用水道事業	612,906千円	△118,568千円	11,051千円	1.80%	1.66%
埋立事業	129,204千円	65,282千円	14,932千円	11.56%	8.43%

(イ) 予算 (令和4年度)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	32人	137,295千円	34,200千円	53,033千円	224,528千円	7,017千円
工業用水道事業	2人	8,112千円	2,870千円	3,251千円	14,233千円	7,117千円
埋立事業	2人	9,072千円	2,028千円	3,382千円	14,482千円	7,241千円

- (注) 1 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員の人数は含みません。
 2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥取県	50.4歳	365,294円	537,194円
	団体平均	42.2歳	357,206円	558,503円
工業用水道事業	鳥取県	31.0歳	242,850円	368,454円
	団体平均	44.3歳	348,807円	536,371円
埋立事業	鳥取県	45.5歳	355,400円	487,111円
	団体平均	45.2歳	364,424円	563,978円
県（一般行政職）		43.2歳	318,873円	399,312円

- (注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です（以下同じ。）。
 2 団体平均の数値は、令和3年4月1日現在です。
 3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。
 4 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。
 5 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況 (令和4年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(令和3年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数 (令和3年12月)	1人当たりの平均支給額
56,509千円	38人	1,487,069円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和3年度支給実績) 支給職員数が少ないため掲載していません。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(令和3年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(令和3年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		241千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		17,237円			
職 員 全 体 に 占 め る 手 当 支 給 職 員 の 割 合		36.8%			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		3種類 (うち一般行政職の職員と共通のもの2種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	241千円	118人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		
		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
災害応急等作業	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—

手 当		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)		
用地交渉手 当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	—	—

(オ) 時間外勤務手当
(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和3年度	10,410千円	33人	315,439円
令和2年度	13,082千円	34人	384,764円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(令和4年4月1日現在)	(13)の力の制度との異同	(13)の力の制度と異なる内容	令和3年度 支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 イ 子 ウ 15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 4,674千円 (職員数) 22人 (平 均) 212,455円
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総 額) 3,372千円 (職員数) 11人 (平 均) 306,545円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給(支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額308,600円)	同じ	—	—
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。) 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合 (駐車場代加算) 4輪の自動車を使用し任命権者が指定する勤務公署へ通勤する職員には、駐車場代(上限1,000円)を加算し支給。 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 2,323千円 (職員数) 31人 (平 均) 74,936円
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給(支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総 額) 4,320千円 (職員数) 5人 (平 均) 864,000円
単 身 赴 任 手 当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内(交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし)	同じ	—	—

特勤手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100までの割合	同じ	—	—
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,400円(宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,200円)	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、局長の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内(最高額は、局長の場合)	同じ	—	—

(注) 「令和3年度支給実績」欄の「(総額)」は令和3年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和3年度支給職員数(一部は、令和3年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(16) 病院事業(中央病院及び厚生病院)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(令和3年度)

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	27,651,086千円	2,188,276千円	11,776,796千円	42.6%	45.0%

(イ) 予算(令和4年度)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	1,341人	4,878,164千円	2,883,392千円	1,766,339千円	9,527,895千円	7,169千円

(注) 1 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員の人数を含みません。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	36.5歳	304,533円	467,589円
県(一般行政職)	43.2歳	318,873円	399,312円

ウ 職員の手当の状況(令和4年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(令和3年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(令和3年12月)	1人当たりの平均支給年額
1,666,108千円	1,357人	1,221,935円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和3年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
481,127千円 (403,642千円)	82人 (62人)	5,867,400円 (20,182,109円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(令和3年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(令和3年度支給実績)

年間支給総額		334,866千円			
1人当たりの平均支給年額		303,595円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		82.3%			
手当の種類(手当数)		7種類(うち一般行政職の職員と共通のもの3種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	24千円	13人
放射線取扱手等	診療放射線技師等	一般行政職の職員と同じ。	一般行政職の職員と同じ。	4,692千円	153人
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円	48,707千円	961人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	日額3,000円 (患者等の身体に接触して行う業務又は1日の累計で1時間以上にわたり接して行う業務は日額4,000円)	56,090千円	182人
	産婦人科の医師	分べん業務	1回10,000円		
夜間看護等手当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 1回6,800円 (月の勤務全て深夜勤務1回9,200円) 一部深夜勤務 4時間以上 1回3,300円 (月の勤務全て深夜勤務1回4,500円)	225,352千円	1,451人

			2時間以上4時間未満 1回2,900円 (月の勤務全て深夜勤務 1回4,100円) 2時間未満 1回2,000円 (月の勤務全て深夜勤務 1回3,200円) (特別事情の加算あり)		
	病院に勤務する 医師、助産師、 看護師及び准看 護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別 な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,620円		
災害応急作 業等手当	災害医療派遣チ ームの職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により 重大な災害が発生し、又は発生するおそれ の著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あ り)	—	—
	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う救急搬送その他の業 務	1時間1,200円	—	—
救急医療機 関勤務臨時 手当	看護師等	感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務 する看護師等	月額2,500円	5,310千円	2,135人

(オ) 時間外勤務手当

(制度内容) (13)のオと同じです。

(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和3年度	1,110,449千円	1,275人	870,940円
令和2年度	1,060,129千円	1,233人	859,796円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(令和4年4月1日現在)	(13)の力 の制度と の異同	(13)の力 の制度と異 なる内容	令和3年度支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 イ 子 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 110,439千円 (職員数) 473人 (平 均) 233,486円
	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受 けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	—	(総 額) 128,593千円 (職員数) 419人 (平 均) 306,905円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受 けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)			
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算			
通 勤 手 当	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合 (駐車場代加算) 4輪の自動車を使用し任命権者が指定する勤務公署へ通勤する 職員には、駐車場代(上限1,000円)を加算 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職 員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担する ことを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額(1月当 たり3千円を上限とする。)を支給	同じ	—	(総 額) 65,246千円 (職員数) 861人 (平 均) 75,779円
	ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加する ことを想定した通勤手当を支給			

管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給（支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 53,594千円 (職員数) 66人 (平均) 812,023円								
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給（支給月額） 経歴年数の増加に応じて減少する定額（最高月額308,600円） 院長 月額171,200円	同じ	—	(総額) 465,071千円 (職員数) 143人 (平均) 3,252,245円								
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給（算定方法） 支給月額 = 30,000円 + 加算額（加算額） 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし）	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。								
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給（算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 148,436千円 (職員数) 388人 (平均) 382,566円								
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給（算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 79,216千円 (職員数) 669人 (平均) 1,118,410円								
宿日直手当	勤務時間外に、入院患者の急変、救急の外来患者の対処、看護業務の管理監督等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給（支給額） 勤務1回当たり次の額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医師 歯科医師</td> <td>看護師長等</td> <td>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士</td> <td>緊急の事務処理等</td> </tr> <tr> <td>21,000円</td> <td>6,100円</td> <td>6,100円</td> <td>6,100円</td> </tr> </table> (注) 執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、9,150円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては、3万1,500円）を超えない範囲内において支給。	医師 歯科医師	看護師長等	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士	緊急の事務処理等	21,000円	6,100円	6,100円	6,100円	異なる	入院患者の急変、救急の外来患者の対処、看護業務の管理監督等を目的として支給	(総額) 57,123千円 (職員数) 183人 (平均) 312,145円
医師 歯科医師	看護師長等	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士	緊急の事務処理等									
21,000円	6,100円	6,100円	6,100円									
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。）（支給額） (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	同じ	—	(総額) 5,402千円 (職員数) 50人 (平均) 108,040円								

(注) 「令和3年度支給実績」欄の「(総額)」は令和3年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和3年度支給職員数（一部は、令和3年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(17) フルタイム会計年度任用職員に係る給与等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額（令和4年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
44歳	204,031円	232,304円

イ 職員の手当の状況（令和4年4月1日現在）

(ア) 期末手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(令和3年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（令和3年12月）	1人当たりの平均支給年額
120,031千円	346人	346,910円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和3年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
10,899千円	39人	279,461円

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(令和3年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
11,172千円	25人	446,880円

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(令和3年度支給実績)

年間支給総額					8,033千円
1人当たりの平均支給年額					286,893円
職員全体に占める手当支給職員の割合					8.4%
手当の種類(手当数)					5種類(うち一般行政職の職員と共通のもの4種類)
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	10千円	27人
放射線取扱手 当 等	診療放射線技師等	一般行政職の職員と同じ。	一般行政職の職員と同じ。	171千円	29人
防疫等業務手 当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円 ただし、新型コロナウイルス感染症に係る業務は、日額3,000円(管理者の認める場合は4,000円)	1,432千円	168人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務			
医療業務手 当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	5,509千円	259人
	産婦人科の医師	分べん業務	1回10,000円		
夜間看護等手 当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 1回7,300円 (月の勤務全てが深夜勤務の場合 1回9,700円) 一部深夜勤務 4時間以上 1回3,550円 (月の勤務全てが深夜勤務の場合 1回4,750円) 2時間以上4時間未満 1回3,100円 (月の勤務全てが深夜勤務の場合 1回4,300円) 2時間未満 1回2,150円 (月の勤務全てが深夜勤務の場合 1回3,350円) (特別事情の加算あり)	911千円	187人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,620円		
災害応急作業等手 当	災害医療派遣チームの職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—
	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う救急搬送その他の業務	1時間1,200円	—	—

(オ) 時間外勤務手当
 (制度内容) (13)のオと同じです。
 (支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和3年度	46,267千円	340人	136,079円
令和2年度	49,194千円	326人	150,902円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (令和4年4月1日現在)	(13)の力の 制度との 異同	(13)の力の 制度と異 なる内容	令和3年度支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額9,200円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 (加算額) 1人月額5,000円	—	—	—
住 居 手 当	借家・借間居住者 (家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受 けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	—	—	—
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。〕 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職 員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担する ことを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額 (1月当 たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加する ことを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 17,224千円 (職員数) 273人 (平 均) 63,092円
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員 (管理職員) に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	—	—	—
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職 (医師・歯科医師) の給与水準 を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額 (最高月額308,300円) 院長 月額170,900円	同じ	—	(総 額) 18,719千円 (職員数) 25人 (平 均) 748,760円
単 身 赴 任 手 当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送る ことによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から 70,000円までの範囲内 (交通距離が100キロメートル未満の場合 は加算なし)	同じ	—	—
休 日 勤 務 手 当	休日 (国民の祝日及び年末年始) において、正規の勤務時間中に勤 務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総 額) 8,585千円 (職員数) 81人 (平 均) 105,988円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間が深夜 (午後10時から翌日の午前5時まで) にわた る職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総 額) 1,398千円 (職員数) 20人 (平 均) 69,900円
宿 日 直 手 当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部と の連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行っ た場合に支給 (支給額) 医師又は歯科医師 勤務一回当たり21,000円 (宿日直勤務の時 間が5時間未満の場合は、10,500円) 看護師長、医療技術職、事務職 勤務一回当たり6,100円 (宿 日直勤務の時間が5時間未満の場合は、3,050円)	同じ	—	(総 額) 11,519千円 (職員数) 23人 (平 均) 500,826円

管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） （支給額） （1）週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 （2）平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	同じ	—	
----------------	--	----	---	--

（注）「令和3年度支給実績」欄の「（総額）」は令和3年度年間支給総額を、「（職員数）」は令和3年度支給職員数（一部は、令和3年4月1日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

（1） 職員の勤務時間（令和4年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

（2） 職員の年次有給休暇の取得状況（令和3年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員1人当たりの平均的年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区分	令和3年	令和2年
一般行政職員	12.5日	11.2日
教員	12.5日	11.1日
警察官	12.8日	12.0日

（注）一般行政職員は、知事部局の状況です。

（3） 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（令和3年度）

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	令和3年度	令和2年度
一般行政職員	15.5時間	12.5時間
警察官	17.5時間	16.4時間

（注）1 一般行政職員は、知事部局の状況です。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

（4） 特別休暇等の制度概要（令和4年4月1日現在）

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 （有給）	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間（体外受精又は顕微授精等が含まれる場合にあつては、10日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間）	国は、5日の範囲内（体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあつては、10日の範囲内）
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経	国と同じ